

全日本自治団体労働組合専従役員互助年金 共済会規則

(目的)

第1条 この全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会（以下「自治労互助年金共済会」という）は、自治労規約第30条の2第1項および第2項の規定に基づき、自治労および関係団体の運動に長年の間従事した離籍および非在籍役員、職員などの福祉を充実し生活の安定をはかるため、年金制度を中心とした互助共済制度の確立を目的とする。

(自治労互助年金共済会の性格と構成)

第2条 この自治労互助年金共済会は、自治労が責任をもつ事業であり、自治労、自治労共済、自治労会館および自治労関連団体に所属する者であって、別に定める加入条件にある者をもって構成する。

(事務所の所在)

第3条 この自治労互助年金共済会は、事務所を東京都千代田区六番町1番地自治労会館内におく。

(加入条件と脱退)

第4条 この自治労互助年金共済会の加入条件と脱退は次の通りとする。

(1) 加入条件

自治労各級機関の役員員の資格を有する者が加入できることとし、以下のとおり定める。

- (ア) 自治労大会で承認された離籍役員および非在籍役員
- (イ) 自治労の各級機関の職員
- (ウ) 自治労共済本部、各県支部の専従役員および職員
- (エ) 自治労会館および各県の自治労会館などの専従役員および職員
- (オ) 地方自治総合研究所および各県の地方自治研究センターなどの職員
- (カ) 自治労法律相談所の職員
- (キ) 前各号に準ずるもので中央執行委員会が認めたもの

(2) 脱退とは、前項の資格を喪失した場合とする。また、引き続き6月以上掛金を納入しなかった場合は脱退とみなすことができる。

(3) その他については細則で定める。

(役員)

第5条 この自治労互助年金共済会の事業を管理するため次の役員をおく。役員は中央執行委員会が指名する。

- (1) 会長 1名

会長は、会を代表する。

- (2) 副会長 若干名

副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合代行する。

- (3) 事務局長 1名

事務局長は、事務を統轄する。

(会の運営)

第6条 この自治労互助年金共済会を運営するため、評議員会をおく。評議員会は、別に定める基準によって選出された評議員をもって構成する。

2 評議員会は、3分の2以上の出席によって成立し、議事は3分の2以上をもって議決する。

(掛金および団体負担金)

第7条 自治労互助年金共済会に加入する者は、月額2,150円の掛金を納入しなければならない。自治労県本部（単組）、自治労共済など関連団体および自治労本部は、それぞれに属する加入者1名につき月額2,000円の負担金を納入するものとする。また、自治労本部は、助成金をこの会に納入するものとし、その金額は予算に明示して大会で決定する。

(給付の種類)

第8条 この自治労互助年金共済会の給付の種類は次による。

- (1) 年金
- (2) 選択一時金
- (3) 脱退一時金
- (4) 遺族一時金

(年金)

第9条 自治労互助年金共済会が給付する年金は次による。

2 自治労互助年金共済会に15年以上加入し退職、年金受給権の確定日に生存していた場合は、別表1による年金を給付する。

3 満60歳に達する日以前に退職し年金受給権の確定する日まで待機する場合は、確定している年金年額に、別表2の乗率を得た額を給付する。

4 年金受給権の確定日は満60歳に達した日以後の最初に到来する1月1日とする。ただし、満60歳以上の在職者は脱退した日以後の最初に到来する1月1日とする。

5 年金の給付は10年確定とする。

6 年金の給付期日は年1回とし、7月1日とする。

(選択一時金)

第10条 自治労互助年金共済会が給付する選択一時金は次

による。

(1) 自治労互助年金共済会に15年以上加入し退職した場合、本人の選択により、その加入年数に応じた別表3の額を給付する。

(2) 給付期日は脱退時とする。

(脱退一時金)

第11条 自治労互助年金共済会が給付する脱退一時金は次による。

2 自治労互助年金共済会に加入し、15年未満で脱退した場合もしくは死亡した場合、その加入年数に応じた別表3の額を給付する。

3 給付期日は脱退時とする。

(遺族一時金)

第12条 自治労互助年金共済会に加入し死亡した場合、その遺族に一時金を給付する。

2 加入期間中に死亡した場合、その遺族に加入者の加入年数に応じた別表3の額を給付する。

3 年金の給付をうける者が待機期間中に死亡した場合、その遺族に加入者の加入年数に応じた別表3の額に別表2の乗率を得た額を給付する。

4 年金の給付をうけている者が保証期間中に死亡した場合、その遺族に年金額に別表4の率を乗じて得た額を給付する。

5 給付期日は加入者の死亡日とする。

6 給付をうける遺族の範囲、順位は別に定めるところによる。

(加入年数の計算)

第13条 互助年金制度における加入年数の算定は次による。

2 加入日から脱退日までとし、年末満の端数は月単位とし、月末未満の端数は切り上げる。加入日は、加入者の掛金が納入された月の1日とする。

3 掛金の未納により脱退となった場合にあっては、脱退日は最後の掛金の納入があった月の末日とする。

(加入年数算定の経過措置)

第14条 この自治労互助共済年金制度の発足時に自治労互助年金共済会に加入する規則第4条第1項各号に掲げられる自治労関係諸組織の役員員の加入年数の経過措置は、2003年4月1日より2004年3月31日までに脱退する者にあっては発足時より遡及して6年、2004年4月1日より2005年3月31日までは5年、2005年4月1日より2006年3月31日までは4年、2006年4月1日より2007年3月31日までは3年、2007年4月1日より2008年3月31日までは2年、2008年4月1日より2009年3月31日までは1年を限度に通算する。

(会計)

第15条 この規則の会計は次による。

2 会計に関する事項は別に定める。

3 資金は運用利息などを含め原則として、給付のみに使用する。

4 事務経費などの経費は自治労本部の負担とする。

5 会計年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(給付の制限)

第16条 加入者が自治労互助年金共済会または自治労各級機関に著しく迷惑をかけた場合には、給付の制限を行う。その給付は、本人の掛金および掛金に対する通常銀行利息の合算額を超えてはならない。

2 年金受給者が自治労役員互助年金共済会または自治労各級機関に著しく迷惑をかけた場合には、年金の給付を停止することができる。ただし、すでに給付された年金総額が本人の掛金および掛金に対する通常銀行利息の合算額に満たない場合は、その差額を一時金として給付することとする。

3 受託会社が保険約款に基づき、加入者または年金受給者に対して契約解除を行うこととなった場合には、給付の制限を行う。その給付は、本人の掛金および掛金に対する通常銀行利息の合算額を超えてはならない。

4 給付の制限は、自治労役員互助年金共済会評議員会の承認を必要とする。

(時効)

第17条 この自治労互助年金共済会の給付を請求する権利は、その支払事由が発生したときから3年を経過したとき、時効によって消滅する。

(統計学)

第18条 自治労互助年金共済会は、加入状況を精査し、統計資料を評議員会に提出し会の運営について十分検討できるようにしなければならない。

(制度の検討)

第19条 この自治労互助年金共済会の給付金額ならびに掛金、資金および制度の運用については5年ごとに検討する。

(細則)

第20条 この規則に基づいて別に細則を設ける。

(規則の改定)

第21条 この規則の改正は、大会または中央委員会の議決
によって行う。

(附 則)

第22条 この規則は1989年9月1日より施行する。

第23条 この規則は1991年10月1日より施行する。

第24条 この規則は1995年4月1日より施行する。

第25条 この規則は2000年4月1日より施行する。

第26条 この規則は2001年7月5日より施行する。

第27条 この規則は2003年4月1日より施行する。

第28条 2003年8月31日をもって旧来の規則を廃止し、こ
の規則を2003年9月1日より施行する。

第29条 第15条5の改正は、2006年4月1日から適用する
ものとし、2006年4月1日から5月31日までをつなぎの
予算年度として取り扱う。

第30条 第7条の改正は、2010年6月1日から施行する。

第31条 改正規則は、2013年6月1日から施行する。

第32条 この改正規則は、2016年9月1日から施行する。

第33条 第4条、別表1、別表3の改正は、2024年1月31
日から施行する。

別表1 退職年金年額表

加入年数	年金年額
15年	120,000円
16	128,000
17	136,000
18	144,000
19	152,000
20	160,000
21	168,000
22	176,000
23	184,000
24	192,000
25	200,000
26	208,000
27	216,000
28	224,000
29	232,900
30	244,300
31	256,000
32	268,000
33	280,200
34	292,800
35	305,600
36	318,800
37	332,400
38	346,200
39	360,500
40	375,000
41	390,000
42	405,400
<u>43</u>	<u>420,800</u>
<u>44</u>	<u>436,200</u>
<u>45</u>	<u>451,600</u>
<u>46</u>	<u>467,000</u>
<u>47</u>	<u>482,400</u>

別表2 年金据置乗率

加入年数	年金年額
1年	1.015000
2	1.030225
3	1.045678
4	1.061364
5	1.077284
6	1.093443
7	1.109845
8	1.126493
9	1.143390
10	1.160541
11	1.177949
12	1.195618

13	1.213552
14	1.231756
15	1.250232
16	1.268986
17	1.288020
18	1.307341
19	1.326951
20	1.346855
21	1.367058
22	1.387564
23	1.408377
24	1.429503
25	1.450945
26	1.472710
27	1.494800
28	1.517222
29	1.539981
30	1.563080

別表3 一時金

加入年数	年金年額
0年	0
1	25,900
2	52,300
3	93,900
4	126,700
5	160,400
6	224,900
7	265,800
8	307,600
9	397,100
10	446,900
11	498,000
12	550,300
13	604,000
14	659,000
15	715,300
16	773,100
17	832,300
18	893,000
19	955,200
20	1,019,000
21	1,084,400
22	1,151,400
23	1,220,000
24	1,290,400
25	1,362,000
26	1,436,500
27	1,512,300
28	1,590,000

29	1,669,700
30	1,751,300
31	1,835,000
32	1,920,800
33	2,008,700
34	2,098,800
35	2,191,200
36	2,285,800
37	2,382,900
38	2,482,300
39	2,584,300
40	2,688,800
41	2,795,800
42	2,905,700
<u>43</u>	<u>3,015,600</u>
<u>44</u>	<u>3,125,500</u>
<u>45</u>	<u>3,235,400</u>
<u>46</u>	<u>3,345,300</u>
<u>47</u>	<u>3,455,200</u>

別表4 遺族一時金乗率表

加入年数	年金年額
0年	8.870134
1	8.078397
2	7.266866
3	6.435048
4	5.582433
5	4.708503
6	3.812725
7	2.894553
8	1.953426
9	0.988771
10	0

全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会細則

(目的)

第1条 この細則は、全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会（以下、「自治労互助年金共済会」という）規則にもとづき、共済会業務の運営を円滑かつ適正に行うために定める。

(疑義の解釈)

第2条 自治労互助年金共済会規則及び細則の運用、解釈に疑義が生じた場合は、評議員会で取扱いを決定する。

(評議員の構成と選出)

第3条 規則第6条に定める評議員数を19人とし、選出基準を次の通りとする。

地連代表役員	10人（女性委員1人を含む）
全国書記協	9人

(加入条件と脱退)

第4条 規則第4条に定める加入条件と脱退の取扱いを次の通りとする。

(1) 規則第4条の加入条件は、60歳をまたいで任期中にある役員、定年退職後に再雇用者が引き続き加入する場合を除き、60歳以上の者は新規に加入することはできない。

(2) 規則第4条第1項キ号の「準ずるもの」とは、中央執行委員会が自治労関連組織と認める団体に所属するもので、評議員会が承認したものとする。

~~(3)~~ 加入者が自治労の各級機関の決定により、連合、地方連合会、連合関連団体、共闘団体、友誼団体等に派遣されている期間も「自治労互助年金共済会」の加入を継続することができる。

~~(4)~~ 加入者が、「自治労互助年金共済会」に加入可能な自治労関連組織相互間を移籍する場合、加入者番号を継続するとともに、加入期間を通算する。

~~(5)~~ 規則第4条第2項の「資格を喪失した場合」には、定年による退職が含まれる。従って、再雇用者は「自治労互助年金共済会」に加入することができない。

(新規加入者の受付)

第5条 自治労互助年金共済会の新規加入者受付時期を、4月1日および10月1日とする。

2 自治労互助年金共済会の加入を希望する者は、別に定める加入申込書に必要事項を記載し、県本部を通じて自治労互助年金共済会に申し込まなければならない。ただし、自治労本部関連団体に所属する役員は、直接申し込むものとする。

3 県本部は、受付時期に加入申込書を取りまとめ、県本部加入者一覧表とともに自治労互助年金共済会に送付する。また、加入申込書の写しを保管しなければならない。

4 自治労互助年金共済会は、新規加入受付事務終了後、すみやかに県本部に新たな加入者一覧を送付する。

5 県本部は新たな加入者一覧を確認し、誤りのある場合は、ただちに自治労互助年金共済会に連絡しなければならない。

らない。

(加入者データの管理)

第6条 自治労互助年金共済会は、加入申込書にもとづき、加入者番号を付与した加入者個人別データを作成し、互助年金システムとして独自に管理しなければならない。また、加入者個人別データは、本制度の運営を目的とする場合にのみ受託会社に提供することができる。

2 加入者は、記載事項に変更が生じた場合、県本部等をつうじて、すみやかに自治労互助年金共済会に報告しなければならない。

(加入者番号)

第7条 加入者番号は、6桁とし、その分類方法を次の通りとする。

- (1) 最初の2桁を自治労本部関連及び県本部別番号とし、自治労本部関連を00、北海道本部01、青森県本部03、以下、自治労組織名簿順に従い順次1番ずつ加えた数とする。
- (2) 地連については、事務局が所在する県本部に含める。
- (3) 各県の会館、自治研センター等は県本部に含める。
- (4) 3、4、5、6桁を個人番号とする。

(掛金の請求と納入)

第8条 掛金の請求と納入方法を次の通りとする。

(1) 請求

自治労互助年金共済会は、掛金（個人掛金および団体負担金）に県本部の加入者数を乗じて当月の請求額を算定し、毎月1日を基本として請求書を県本部に発送する。

(2) 納入

ア 県本部は、自治労互助年金共済会の請求書にもとづき、掛金（個人掛金および団体負担金）を、当月1日以降5日までを基本として納入する。なお、団体負担金は県本部（単組）等で必ず予算措置を行うものとする。

イ 掛金（個人掛金および団体負担金）を納入する場合は次による。

- a 単組は、県本部が指定する金融機関の口座に送金する。
- b 県本部は、自治労本部が指定する金融機関の口座に送金する。送金後、すみやかに払込報告書を自治労本部に送付するとともに、写しを保管する。
- c 自治労本部は、本制度の受託会社の指定する金融機関の口座に、受託会社からの請求にもとづき加入者の掛金を含む毎月の保険料を送金する。

(加入者の掛金履歴の管理)

第9条 自治労互助年金共済会は、加入者の掛金履歴を適切に管理・保管しなければならない。また、県本部、単

組等も、加入者の掛金履歴を管理・保管しなければならない。

(退任・退職による給付請求)

第10条 退任・退職により、自治労互助年金共済会から脱退し、給付申請を行う場合は、年金もしくは一時金（脱退一時金・選択一時金）のいずれかを選択するとともに、「脱退通知兼給付金選択届」に必要事項を記入し、県本部等を通じて自治労互助年金共済会に提出する。

(死亡による給付請求)

第11条 加入者または年金受給者が死亡した場合は、遺族により、県本部等を通じて遺族一時金の給付申請を行うものとする。

2 加入者死亡の場合は「脱退通知兼給付金選択届」、年金受給者死亡の場合は「年金受給者死亡通知兼遺族一時金請求書」に除籍抄本を添えて、県本部等を通じて自治労互助年金共済会に提出する。

(遺族一時金の受取人)

第12条 遺族一時金の受取人の順位は、次の通りとする。

1. …… 配偶者
2. …… 子
3. …… 父母
4. …… 前項以外の法定相続人もしくは本人の指定するもの

(給付金の支払通知と送金)

第13条 自治労互助年金共済会の給付金の支払通知は本人に対して行う。また、給付金の送金は、本人があらかじめ指定した金融機関の口座に対して行う。

(年金受給者の変更手続)

第14条 自治労互助年金共済会から年金の給付を受けるものが死亡した場合、住所、姓名、送金方法および送金先を変更した場合はすみやかに県本部もしくは自治労互助年金共済会に報告しなければならない。

(細則の改正)

第15条 この細則の改正は、評議員会の議決による。

(附 則)

- 1 この細則は、1989年9月1日より施行する。
- 2 この改正細則は、2000年8月1日より施行する。
- 3 この改正細則は、2006年8月4日より施行する。
- 4 この改正細則は、2007年7月31日より施行する。
- 5 この改正細則は、2021年7月16日より施行する。
- 6 第4条の改正は、2024年1月31日より施行する。